



会社を退職（失業）された方へ 国民年金への変更手続きはお済みですか？

20歳以上60歳未満の方は、公的年金制度への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更届出が必要です。

*勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

【手続きの場所】

住民課または各支所総合窓口室（年金事務所でも手続きできます）

【手続きに必要なもの】

- ・厚生年金保険等の資格がなくなった証明書
（資格喪失証明書、退職証明書、健康保険資格取得・資格喪失等確認通知書など）
- ・年金手帳などの基礎年金番号がわかる書類

【保険料額】

月額16,610円（令和3年度）

保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除制度があります。

申請書は役場の窓口にありますのでご相談ください。

*失業を理由として免除申請をされる場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、失業していることが確認できる公的機関の証明書の写しが必要です

☎ 米子年金事務所	☎0859-34-6111
本庁住民課	☎0859-54-5210
大山支所総合窓口室	☎0859-53-3311
中山支所総合窓口室	☎0858-58-6111



年金生活者支援給付金制度のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

■高齢基礎年金を受給している方

- 以下の要件をすべて満たしている必要があります
- ✓ 65歳以上である
 - ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
 - ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 以下の要件を満たしている必要があります
- ✓ 前年の所得額が約472万円以下である

■請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

対象になる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了しますと、さかのぼって令和3年10月分から受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに！

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金

検索

